

# 三浦半島4市1町における オープンデータ推進に関するガイドライン

平成27年2月

横須賀市  
葉山町  
鎌倉市  
逗子市  
三浦市



## はじめに

三浦半島4市1町（横須賀市、葉山町、鎌倉市、逗子市及び三浦市。以下、各市町という。）では、行政機関の保有する情報をオープンデータ化し、行政の透明性・信頼性の向上、住民参加・官民協働の推進、地域経済の活性化、行政の効率化を目指す取り組みを進めることとしている。

そこで、各市町では、オープンデータが活用され、住民生活や企業活動の利便性の向上につながる社会を目指し、以下のとおりオープンデータ推進に関するガイドラインを策定するものである。

### 1 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

#### （1）オープンデータの定義

オープンデータとは、①機械判読に適したデータ形式で、②二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータとする。

#### （2）オープンデータの活用を促進する意義・目的

##### ①行政の透明性・信頼性の向上

各市町が保有するデータを二次利用可能な形で提供することにより、住民自ら又は民間のサービスを通じて、各市町の政策・施策に対して十分な分析、判断を行うことが可能となる。これにより、行政の透明性や信頼性を高めることが可能となる。

##### ②住民参加、住民や企業等との協働の推進

広範な主体による公共データの活用が進展し、住民や企業等との情報共有が図られることにより、協働による各地域の課題解決、また地域コミュニティの活性化につながる。

##### ③地域経済の活性化

各市町が保有するデータを二次利用可能な形で提供することにより、企業等がデータの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することによって、新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、地域経済の活性化が図られる。

##### ④行政における業務の高度化・効率化

各市町において政策決定等に公共データを効果的に用いて分析することにより、業務の高度化が図られる。更には、府内におけるデータ利用に関する手続きの簡略化やデータ加工の作業が容易になり、業務の効率化が図られる。

### 2 オープンデータ推進に関する取り組みの方向性

#### （1）オープンデータ化の対象とする情報

防災や救急に関する情報について、各市町が連携してオープンデータ化を推進する。

## (2) 公開データの拡大

上記「(1) オープンデータ化の対象とする情報」に該当しない情報であっても、市場等のニーズが高い情報については、必要性を検討したうえ各市町が適宜公開することとする。なお、この場合に他市町との連携に努めることとする。

ただし、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

## 3 オープンデータ公開の基本的なルール

### (1) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）での公開を行う。また、より高度な利用が可能なデータ形式（RDF等）での公開についても努めることとする。

なお、データの構造については、国において用語やその定義の標準化の取組が進められていることから、その状況を踏まえて対応を検討する。

### (2) 二次利用を可能とするルールの設定

本ガイドラインに基づいて公開するデータは、原則として自由な二次利用を認めることとし、当該データの公開ページにその旨を記載する。以下、その方法について参考に例示する。

#### ①文章で記載する場合

##### 【記載例】

本データの著作権は（市町名）※に帰属しますが、二次的著作物に「データのタイトル」、「著作権者名」、「ウェブサイト名」を表示することで、営利・非営利目的を問わず、自由に改変・加工・複製して利用できます。

#### ②クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する場合

##### 【記載例】



本データは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示  
(バージョン名) ※ (市町名) ※の下で公開されています。

※括弧書きは、それぞれ括弧書き内に指定している情報を記載する。

### （3）第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

本ガイドラインの対象とする情報の全部または一部が第三者が権利を有する情報である場合、公開においてはデータ保有元と調整し、その了解が得られたものを公開することとする。

### （4）二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、各市町はその責を負わない旨を記載した利用規約についても掲示する。

## 4 公開方法

本ガイドラインに基づいてデータを公開しようとする場合は、各市町の管理するウェブサイト上で公開する。なお、ウェブサイト上での具体的な公開場所やデータ公開の周知方法等については、各市町に一任する。

また、本ガイドラインに基づいてデータを公開する各市町は、公開ページに他市町の公開ページへのURLリンクを表示するなど、利用者の利便性に配慮する。

## 5 ガイドラインの性格

本ガイドラインは、任意的な性格とし、達成期限は設定しないものとする。しかしながら、本ガイドラインを策定する意義等に鑑み、可能な限り本ガイドラインに沿った公開に努めるものとする。